

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	経済戦略局産業振興部企業支援課 (06-6264-9834)
処分課（担当）名	公益財団法人大阪産業局（指定管理者）
処分の名称	大阪産業創造館の使用許可
概要	大阪産業創造館条例では、創造館のホール、研修室、会議室、パソコン実習室、展示・商談会場を使用しようとする者は、指定管理者である公益財団法人大阪産業局から許可を受けなければいけません。
根拠法令等 及び条項	大阪産業創造館条例第6条 http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html
審査基準	許可を受けるには次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。 (1) 公安又は風俗を害するおそれがないこと (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがないこと (3) 管理上支障がないこと (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益にならないこと (5) その他不相当と認める事由がないこと
標準処理期間	20日
経由日数	なし
提出先	公益財団法人大阪産業局（指定管理者）
提出時期	随時
提出方法	使用許可申請書を公益財団法人大阪産業局へ提出し、使用料を指定された口座への振込みか、公益財団法人大阪産業局の窓口へ直接お支払いください。
手数料	なし
相談窓口	公益財団法人大阪産業局（指定管理者）
ホームページ	https://www.sansokan.jp/
備考	